

第 1 9 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 1 年 2 月 1 8 日 開 会

平成 3 1 年 2 月 1 8 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成31年2月18日（月）午後2時30分 米沢市農業委員会第19回定例総会をJA山形おきたま米沢支店第一会議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
3番 江口益美 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	
8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員（1名）

5番 樋渡由美 委員

遅刻通告委員（1名）

6番 二宮啓一 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（5名）

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目 崎 秀 也
農 地 主 査	相 田 悦 志
主 任	渡 部 史 紀
主 事	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積計画について

2. その他

農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について

開 会 午後2時30分

目崎補佐 ご苦労さまです。

ただいまより第19回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、19番 田代昇一委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、ご苦労さまです。

きょうは定例総会ということで、何かとお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。きょうは定期総会も後に控えておりますので、速やかに終了させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

この間15日の日、再生協の総会がありまして、ここにおられる方も、菅野委員、古畑委員と我彦正福委員も出席していただいたわけですが、その中で、ことしの転作率38%ということで、目安が決定したところでございます。27日、細目書の配付があるわけですが、そのときになるとわかるわけですが、38%ということで、去年の目安39%から1%、食用米がふえてもいいよということになったので、1町歩、1haで約1aですから、10ha作っている人は10a多く作っていいということになりましたので、JAさん等は米足りないから作ってくださいということでございますので、よろしく願いしたいと思っております。そういったことであります。

あと、新聞等で見られた方もおられると思いますが、山形県に専門職大学を作るということで、今下準備をして、来年度の県の予算にもそういった準備の予算をつけております。そういったことで、その中で、我々の上部団体の農業会議についても、有志代表ということで五十嵐会長が県知事のほうに要望書を出したということで、有志代表として山形県農業会議の五十嵐会長、そして農協の中央会会長長澤豊組合長、そして森林組合の佐藤景一郎組合長ということで、代表が3名ということで、そのほか20人ぐらいの方の世話人というか有志で組織をして専門職大学を作るということです。

専門職大学とはどういうものかということで、鶴岡にある農学部は大学ということで学者さん方が、あそこは就職というか就農率はわずか0.何%ということで、農家の担い手にはほとんどならなくて、いろいろ勤め、就職をなさる方が多いと。あとは、新庄に農林大学校が、昔の農林短期大学ですか、それがあられるわけですが、だから山大とその新庄の農業大学校の中間的なようなもので、

本来ですと国では、文科省では大学の設置を認めないんですが、特例みたいな形で、専門職、いろいろ料理人であったり、デザイナーであったりそういうことでありますが、山形県については農林大学校ということで目指してつくりたいということでもあります。

多分、庄内に、新庄の市長さん初め最上の首長さんあたりが発起人みたいな形になっておりますので、多分最上のほうに引っ張っていくようなつもりでやっているんじゃないかなと思います。だけど、これは場所はいろいろ問題、明示してしまうと駆け引きがあって大変なことになっているわけでもありますので、今のところは多分伏せているのではないかなと思います。

そういったことで、農業の担い手、経営能力を持って輸出とかそういったことにも対応できるような、グローバル的なそういった対応もできるような経営者を育てるといような農林大学校を、専門職大学を作る方向で今準備を進められていますので、頭の隅のほうに置いていただければいいかなと思います。

そういったことで、きょうは後段に定期総会もございますので挨拶はこの辺にして、定例総会、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

目崎補佐

ありがとうございました。

本日、当初の予定では、最初に農地中間管理機構の農地整備事業関連の説明を受ける予定でしたが、推進委員も関連があるということで、議事審査後3時20分から、大会議室のほうでその説明を受けたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事ですが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、5番 樋渡由美委員。6番の二宮啓一委員については遅参してまいることございますので、よろしくお願ひします。よって、本日開催の米沢市農業委員会第19回定例総会は成立いたします。

それでは、本日の議事録署名委員には、7番 高橋信夫委員、8番 佐久間英之委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局から何かありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐 議案書の訂正などはございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ないので、議事を進めさせていただきます。

初めに、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。受理番号73号から75号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号73号から75号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ5筆 4, 768.00㎡、合計も同様です。

受理番号73号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号74号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号75号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号73号から75号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号73号から75号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。それでは、受理番号125号から128号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号125号から128号の計4件です。申請人及び土地の表示等につ

いては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田5筆 1, 312.00㎡、畑8筆 1, 147.00㎡、合計13筆 2, 459.00㎡です。

受理番号125号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号126号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号127号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号128号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

125号についてご報告させていただきます。

これは○○○○さんと△△△△さんの売買でございます。土地は、△△△△さんからちょっとした川があつてそれを渡っていくと、○○○○って私のうちのほうの土地なんですけれども、そこを△△△△さんが畑と田んぼと、求められるものはあと荒地を求めて、飼料用作物を作りたいということで合意されたものですので、間違いのないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長
2 番
議 長
2 番

次、126号。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

2番 小関です。

126号、128号についてご説明申し上げます。

最初に126号でありますけれども、○○○○さんが△△△△さんに田んぼを貸すと。賃貸借であります。2人とも○○○○の○○○○の方であります。ちょうど○○○○の農地に土地改良した所がありますけれども、そのところと境目の土地になります。ここは未整理地でありますけれども、その地番が米沢分になっているというところで申請されたわけでありまして、○○○○さんについては足を複雑骨折してもう農業をやめるということで、△△さんに作ってもらうということでありましたので、問題ないと思います。

それから128号でありますけれども、○○○○さんが△△△△さんに贈与するという案件であります。○○さんは、△△△△さんの新家というかそうい

う親戚関係でありまして、もともと〇〇〇〇に家がありまして、現在は〇〇〇〇のほうに住んでいると。〇〇さんの旦那さんが亡くなったということで、それを機会に本家である△△△△さんに、△△△△さんの近くにこの土地があるわけでありまして、お返ししたいとかそういう意思がありまして、贈与という形でしたいということでもありますので、問題ないと思います。

以上であります。

議 長
8 番
議 長
8 番

127号。
(佐久間英之委員 挙手)

8番。
8番 佐久間です。

127号についてご説明申し上げます。

相談日に〇〇さんにお話を聞いておりまして、〇〇〇〇さんであります、この方はもともと〇〇〇〇の方でありまして、〇〇〇〇に引っ越しをされる際に、農地を〇〇さんに買ってもらったということであったそうですが、その農地の一部がまだ残っていたということで、今回道路の測量の結果それがわかったそうでありまして、その残った残地をまた〇〇さんが買うということであるそうなので、問題ありませんので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、受理番号125号から128号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないので、受理番号125号から128号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号125号から128号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。それでは、受理番号1号から9号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査
議 長
相田主査

(挙手)

相田主査。

議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から9号までの計9件でございます。内訳は、所有権移転相対による売買が5件、賃借権の設定が4件、うち新規・再設定それぞれ2件ずつ

でございます。また、土地の詳細につきましては議案書記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。この筆数、地積につきましては、田100筆、地積74,688.54㎡、畑1筆、地積1,120.00㎡、合計が筆数101筆 地籍75,808.54㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から9号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号から9号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で、本日の提出議題についての審議は終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

その他、農地中間事業に係るマッチング案の確認について、事務局の説明を求めます。

渡部主任

(挙手)

議 長
渡部主任

渡部主任。
農地中間事業に係るマッチング案の確認について、ページ数にして4ページからになります。

こちらの案件につきまして、平成31年1月28日までに申請者から申請をいただき、地区担当の推進委員に調査依頼を行いまして、マッチングが成立したものをこちらに掲載しております。

まず4ページにつきまして、こちら左上のタイトルにありますとおり、マッチング案(新規分)となります。貸付者 ○○○○1名、借受者 △△△△の4筆になります。

ページめくりまして、5ページと6ページ。こちらも左上にありますとおり、借りかえ分となりまして、今まで借り受けをしていた方から新たな借り受け者へ変更するためのマッチング案となっております。75号、貸付者 ○○○○氏の案件につきましては、△△△△氏から○○○○氏へ変更するものです。それ以外につきましては、○○○○氏から△△△△へ切りかわるということに伴ってのマッチング案となっております。

なお、平成30年度の農地中間管理事業につきましては、今月確認をいただくものが今年度最後となっております、次年度平成31年度分につきましては、一番早く平成31年9月に議案に上がるものからになります。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、農地中間事業に係るマッチング案について、異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、農地中間事業に係るマッチング案については、議案書のとおり確認いたしました。

次に、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思ひます。

初めに、11番 高橋秀治委員お願ひします。

1 1 番
議 長
1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

11番。

11番 高橋です。

私は、親元就農に対してお願ひしたいと思ひます。以前から農業委員会のほうでも何回か話題になった議題だと思ひます。

塩井地区では、就農者に対して5年間150万円もらえるという青年就農給付金という補助の該当者が3名ほど現在います。今回私が思ったのは、地区内で、女性の方ですが、親元就農したいということで、相田推進委員を通して相

談を受けたことがありました。その家族の方から、農業をするに当たって何か支援みたいなものはないかという相談がありました。また、私たちの年代の子供たちが今高校生、大学生になっていまして、これから就農してもらえるかわかりませんが、何かそういう親元就農をするに当たって支援があれば、就農してもいいなって思ってもらえるようなことがあると思いますので、そういったことを農業委員会を通して公的な機関に対して働きかけていただければと思っています。

以上です。

議長 では、これに関連しての質問は、3名の方が終わってからしていただきたいと思えます。

では次、12番 菅野委員。

12番 (菅野英一郎委員 挙手)

議長 12番。

12番 それでは、私は農協のことについてご報告申し上げます。

農協、自己改革を今進めておりますが、今までのちょっとした改革とはわけが今回違いまして、国際的なルール「バーゼルⅢ」という難しいやつがあって、それにあわせてことしから公認会計士の監査もあります。その負担は誰がするんだと。もっともやっぱり農協本体で出していかなきゃならないと、そういうふうになります。

だから、小さい農協はよほど経営的に、山形市農協、あそこはどっちかという金融農協だから、賃貸とかそういうものをあっせんしている農協なもので、ああいうところは残ると。ほかはなかなか残れないぞというような状況になっております。

山形県はまだ合併も進んでおりません。ことし、県では合併研究会を発足させるそうです。ただ、山形おきたまはもう終わったことですので、山形県を一本にするときはその会議には参加して意見も言いますが、ほかのところは庄内一本になろうが、村山が一本になろうが、そういうのはまずその土俵へ上がるまで自分らで合併してこいと、そこから山形県一本の話は私たちはお引き受けしますという立場でおります。

秋田県は、秋田おぼこ農協62億円の過払い金、過払い金が50億円くらいかな、あと宮城の業者へ買掛金が十何億円あって62億円。日本で一番米集める農協です、秋田おぼこ農協。ただ、そこで62億円の過払い金。とにかくあきたこまちは昔の品種なもので、これほかのところのコシヒカリとかほかのは高いけれども、あきたこまちはまけてくれる値段を出してた、仮払いで。ところが、皆それが過払いになってしまったと。それは本当は組合員に返してもらうのが筋です。そういう契約になっております。過払い金のときは必ず返すよ

うにというふうになっていたんです。だから、私たちの農協でもありました。平成21年のときかな。あのとき、はえぬきで返した人もいます。ただ、今になってはもう返す人もわからなくなっていると。その62億円どうするんだと、秋田はなっております。多分、秋田はそのうち秋田県一本になるであろうと。ただ、農協としての店を出さないであろうということになっております。やはり金融と共済のほう、そこは分離されて、基本が営農だけ。そっただけの農協になり得るだろうと。金融だけはまず別、その代理店になると。そして、店舗も極端に少なくなりますということです。

山形県内でも、酒田の農協、これも今裁判になっております。これが4名の方なんだけれども、それと和解してしまえば、ほかの組合員が「なんだ、俺らの分もじゃあ返してもらわなきゃ」とこうなるもんで、和解はできないということで、かなり苦勞しておるようです。やはり過払いとかそういうのが一番のネックになっておりました。

山形おきたまは、信用も共済も営農もみんなできる、何とかそれで残っているということで、今組合長を筆頭に模索しております。何とか皆さんの期待に応えられるよう、ただ、今までどおりというわけにはいかないと思います。サービスも低下するかもしれません。売り上げが200億円の農協でございます。

佐賀県のからつ農協、ここが300億円、園芸が結構強くて、園芸、畜産が強くて300億円。その農協では、臨時総代会をやりまして「支店が3分の2になります、職員が何人になります、これができません、これが要りません、これを残せば普通の農協として残りますが、あとそれ以上だと農協として生き残れません」ということを組合員に皆言って、去年総代会をしたそうです。

だから、山形おきたまも、もっと改革のほうへ進んでいかなければならないというのが本音でございますので、今までみたいに、人がこっちは何人いたかの、何で引き揚げただの言われても困ることがありますので、その辺をお酌み取りいただきたいと思います。

以上です。

議長 　　では、13番 我彦委員。（「1部ずつ資料ありますから、添付資料、皆さん回してください」の声あり）

13番 　　（我彦正福委員 挙手）

議長 　　13番。

13番 　　では、私のほうから。雪国に生息するイノシシの行動範囲を調査するために、昨年の夏、GPSをつけるために餌づけをやって、11月1日にGPSを装着しました。その前に、1ページ目に12月というか1日21日までのイノシシの捕獲頭数、このくらいとっています。その後またたっているのもっとふえているかと思っています。

2 ページのほうが、山上地区の普門院の奥のほうに箱わなを設置して、夏に設置して、それから餌づけをずっとやって、ようやく10月の末に入って11月1日にGPSを装着しました。

次のページが、その日からの動きをあらわしていて、点1つが1日そのところにいたところ、そしてまた移動したところになります。実際、これは1頭だけに装着したので、11月の時点で、ここでいうこの地図の上流、田んぼのほうにも実際来ていました、ほかの個体のほうは。

この結果をまとめると、秋そして冬にかけても、1日のイノシシの行動範囲は1キロから2キロも雪の上を移動しております。あと、同じ場所を行ったり来たりもやっています。あと猿と違って、猿の場合だとある程度行動範囲が決まっているんですけども、イノシシの場合だと同じイノシシがバッティングしないように行動しているような感じで、基本的に餌があればどこにでも行くという感じで動いているような調査結果であります。

あと、今回の場合はなかなか観測できなかったけれども、イノシシは夕方から夜にかけて、朝方までかけて行動するというんだけれども、もっともっと住みやすくなってしまおうと日中でも行動するというのがわかっていますので、ことしなんかもいろんなところでイノシシが見られてくるような気がするので、みんなで見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

大変ありがとうございました。

では事務局、何時までだと言われていましたか。

目崎補佐

15分くらいですね、3時20分までお願いします。

議長

じゃああと10分ぐらいか。

では、時間に制限はありますが、秀治委員、菅野委員、我彦正福委員から今話題提供をしていただきましたが、皆さんのほうからこれだけは聞いておきたいというようなことがありましたらお願いします。

14番

(高橋祐弘委員 挙手)

議長

14番。

14番

では、農協さんにお聞きしたいんですが、ことしも米不作で集まらなかったとお聞きするんだけれども、集積を農業委員会でやっているわけでございます。そして、今まで農協へ出荷していた人が、集積で大きいところに作ってもらおうと。そうなった場合、その米が農協さんではなくほかに行ってしまった場合、農協さんへ米が集まらなくなるということにならないかなと思って、そういう対策はどうなっていますか。考えていましたか。

12番

(菅野英一郎委員 挙手)

議長

12番。

1 2 番 言われてみれば、まず〇〇〇〇さんへ行けば農協へは米は来ないということ
でございますので、上郷でいえば△△△△さんへ行けば米は来ないということ
でございますので、できれば本当は〇〇〇〇さんにも返したくはないんですが、
これはどうしようもないんだなやっぱり、自分らでするもので。

農協としてはできれば農協の、業者よりは最終的には必ず高いんだけど
も、やっぱりそこなんだな。皆さん、やっぱり余裕あるんだかなんだか、安い
ところでも大丈夫というんだか。そしてそのときは言うんです、「いや、俺ら
はそのときもらったほうがいいもの、後でなんだかんだいらないもんな」って
言うけれども、後で聞くと、やっぱりもっと高く欲しい話で。

だから、やっぱり農協へは、県内の農協の中でも一番出していると思います
し、業者の方には絶対負けてもいないと思うんですけども、皆さんもよろし
くお願いしたいと思います。

議 長 1 4 番、よろしいですか。（「はい」の声あり）
では、そのほかございますか。

4 番 （遠藤伊一委員 挙手）

議 長 4 番。

4 番 上郷のほかに、イノシシ上郷で2匹とっているわけだ。どこからとってるん
ですか。会社は誰とか。

1 3 番 その辺になると思いますけれども、実は猟友会のほうの方が、俺たち直接と
れないので、それを報告受けたのを発表したの、多分そうかと思えます。

4 番 〇〇君あたりか、猟友会、上郷だと。（「まだ入ってねえ」の声あり）
とったことは間違いないんだな、2匹とったっていうのは。これ食べられる
んだっけか、イノシシっていうのは。食べられるんだよなこれ、取った人が。
（「毒はないけど」「放射能もないと思います」「放射能はかってだめなとき
はだめだけれども、大概食べますよね」「販売はしてないんだ」「やっぱり豚
コレラ、南原あたりでいっぱい豚飼ってるから、そういうのに来るんだな。は
やらないように。大変だ」の声あり）

議 長 親元就農についてですが、なかなか経営部門を別にしないとだめとかいろい
ろ規制があるわけで、JAさんでは、その親元就農とかっていうのにいろいろ、
小作料を出してくれるとかいうような制度とか、何か助成はありますよね。
（「小作料なんていうのはねえ」「これは親元就農」の声あり）

1 2 番 面積で、2反歩とかって人へはしていたけれども。

議 長 だから、それはそれでいいんだけども、何か、今、秀治委員の話だと、そ
ういったきっかけとか動機づけに何か助成があれば、後継者、Iターン、
Uターンあるわけですが、そういったことで担い手になるのではないか、後継
者になるのではないかというような話でありますので、何か、国のやつはわか

らないだろうから、市単独事業とか県の事業とか何かあればな。

1 2 番

やっぱり今は畑、ハウスでもなかなかあげられないものでよ。やっぱり一番これから、とりあえずすぐ3年ぐらいで金になって伸びるのは、加工用のブドウ。ワインブドウはこれは絶対数が少ないもので、多年生、花卉農家もやめているもので、ワインへ来ないわけよ。そしてワイン専用の品種を作れば、これは間違いなく買い上げにもなるし、〇〇〇〇さん、そういうところがいろんな、△△△△さんとかいろいろあるもので、それが一番だべって、〇〇先生って県で全国でもトップクラスの酒の先生だけれども、これからはワインだと。ワインの苗木、かわりに今度はそっちのほうへ行けよというのは言うんだっけ。だけれども、俺今からはできないなと思ってよく言うこと聞かなかったんだけど。だけど、それがやっぱり別経営体とするには、1人〇〇で今、(「△△さん」の声あり) 1人しているもので。(「△△△△さん」の声あり)

議 長

では、時間も経過しておりますので、皆さんからなかったら、よろしいですか。

全 委 員

はい。

議 長

では、本日の第19回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局から何か連絡事項はございますか。

目 崎 補 佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目 崎 補 佐

14日の長井の研修会に参加された方で、バスの後ろに資料をお忘れの方、私までお願いします。

議 長

では、これをもって終了といたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

閉 会

午後3時13分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年2月18日（月）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

高橋 信夫

議事録署名委員

佐久間 英之